

# 令和 7 年度全国薬務関係主管課長会議資料 (説明資料編)

厚生労働省医薬局  
血液対策課



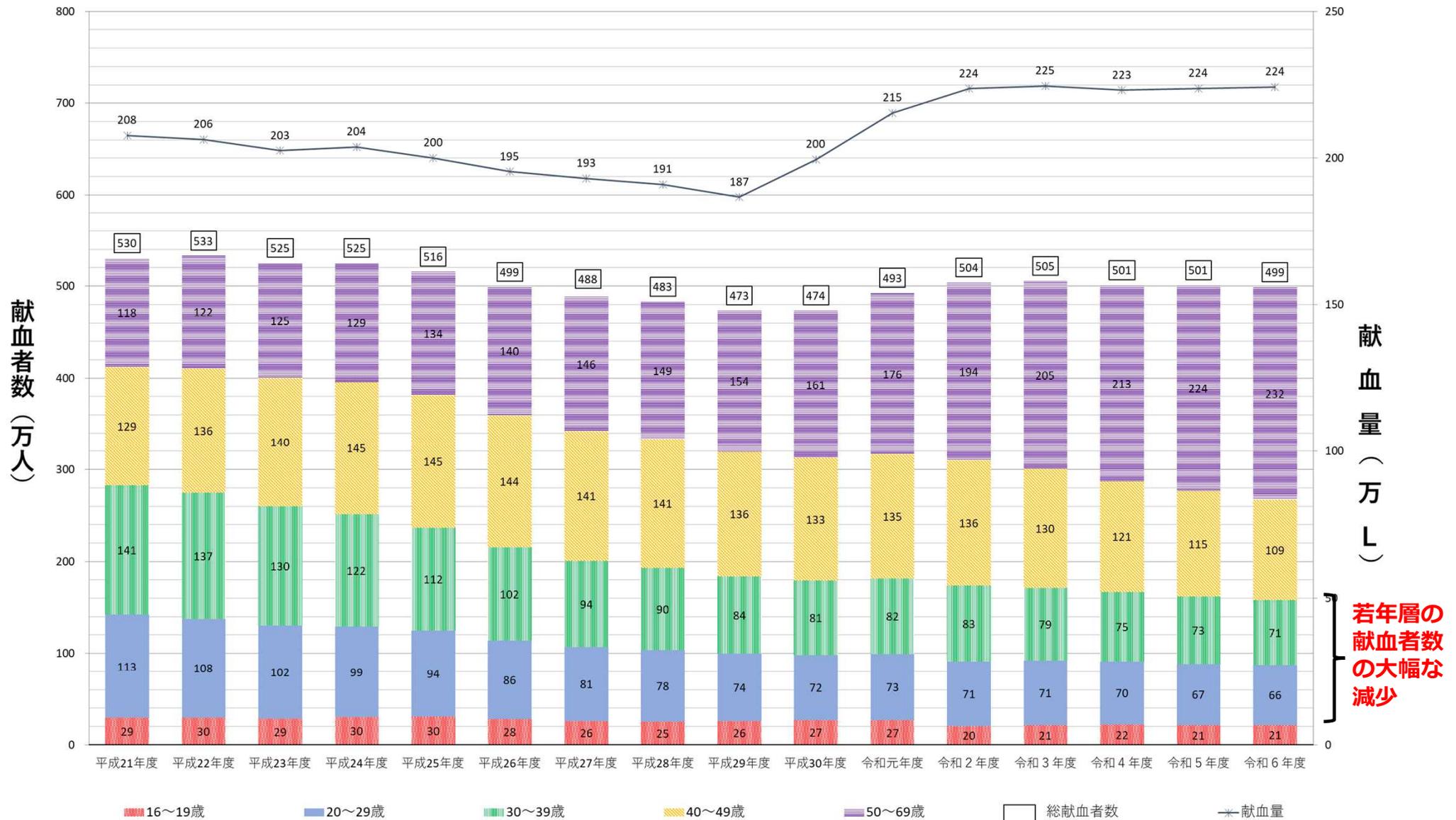
## 目次（参考資料）

（血液対策課）

1. 献血推進について-----	1
2. 血液製剤の国内自給の推進と安定供給の確保について-----	7
3. 血液製剤の安全性の向上と適正使用の推進について-----	8
4. c型肝炎救済特別措置法に係る対応について-----	14



# 1. 献血推進について 年代別献血者数と献血量の推移



※平成30年度以降の献血量は、成分献血による献血量を製造段階での総容量(血液保存液の量を含む)で算出。

# 1. 献血推進について

## 若年層（16～39歳）の献血率の都道府県別実績

令和6年度

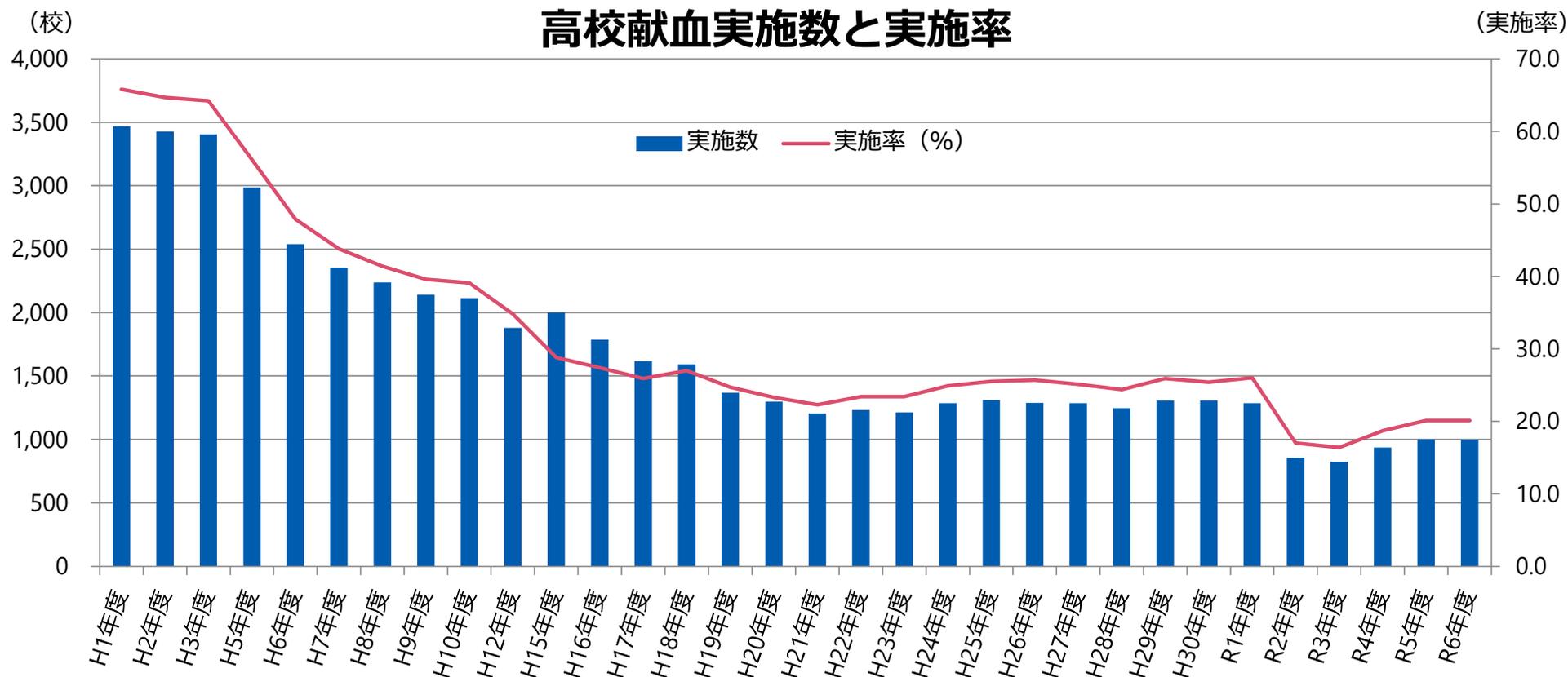
都道府県	若年層 献血者数	若年層献血可能 人口	献血率
北海道	80,023	1,131,030	7.1%
青森	14,818	243,808	6.1%
岩手	14,262	244,070	5.8%
宮城	30,653	552,830	5.5%
秋田	11,279	171,784	6.6%
山形	13,713	216,519	6.3%
福島	22,617	403,500	5.6%
茨城	33,031	689,376	4.8%
栃木	33,792	459,499	7.4%
群馬	26,746	457,669	5.8%
埼玉	73,391	1,894,939	3.9%
千葉	75,411	1,609,926	4.7%
東京	219,753	4,121,854	5.3%
神奈川	103,900	2,401,926	4.3%
新潟	27,029	462,783	5.8%
山梨	11,907	186,420	6.4%
長野	21,897	449,952	4.9%
富山	13,962	228,801	6.1%
石川	14,568	264,815	5.5%
福井	8,099	175,606	4.6%
岐阜	18,743	460,603	4.1%
静岡	38,390	841,138	4.6%
愛知	97,618	2,007,637	4.9%
三重	17,665	418,119	4.2%

都道府県	若年層 献血者数	若年層献血可能 人口	献血率
滋賀	15,714	358,316	4.4%
京都	32,760	612,807	5.3%
大阪	122,285	2,306,554	5.3%
兵庫	60,512	1,291,951	4.7%
奈良	13,566	293,509	4.6%
和歌山	12,289	196,233	6.3%
鳥取	6,993	118,017	5.9%
島根	5,588	138,321	4.0%
岡山	22,805	446,045	5.1%
広島	34,287	659,706	5.2%
山口	13,024	278,012	4.7%
徳島	6,800	151,527	4.5%
香川	9,902	217,438	4.6%
愛媛	16,478	283,478	5.8%
高知	8,652	136,721	6.3%
福岡	71,305	1,293,230	5.5%
佐賀	9,102	184,903	4.9%
長崎	15,107	271,102	5.6%
熊本	22,480	392,700	5.7%
大分	12,635	245,382	5.1%
宮崎	11,001	226,477	4.9%
鹿児島	17,103	337,817	5.1%
沖縄	17,967	393,354	4.6%
合計	1,581,622	30,933,004	5.1%

※若年層献血可能人口：政府統計の総合窓口(e-Stat)で公表されている令和6年1月1日現在の人口（人）であり、16歳～19歳の献血可能人口は、政府統計の総合窓口(e-Stat)で公表されている令和6年1月1日現在の15～19歳の人口から、『令和2年国勢調査人口等基本集計（総務省統計局）』に基づく令和6年の15歳人口を差引いた人口により算出している。

# 1. 献血推進について

## 学校における献血推進活動（日本赤十字社資料より）



- 高校献血は、400ml献血の普及、医療需要の変化等に伴い、減少しているところ。
- 厚生労働省及び日本赤十字社は、若年層が献血に触れ合う機会を提供するため、児童向けの広報資材の配布や、出前講座等を進めているところ。引き続き、関係省庁や都道府県と連携して、学校における献血推進活動を推進していきたい。

# 1. 献血推進について

## 学校献血の都道府県別実績（日本赤十字社資料より）

令和6年度

都道府県	管内設置校数	献血実施校数	献血者数			実施率
			200mL	400mL	計	
北海道	278	34	924	1,021	1,945	12.2%
青森	63	30	501	506	1,007	47.6%
岩手	78	14	12	233	245	17.9%
宮城	99	23	460	421	881	23.2%
秋田	50	7	152	61	213	14.0%
山形	60	36	39	928	967	60.0%
福島	97	22	594	210	804	22.7%
茨城	134	49	1,679	862	2,541	36.6%
栃木	77	67	3,212	2,705	5,917	87.0%
群馬	79	46	1,781	1,025	2,806	58.2%
埼玉	203	63	1,396	1,066	2,462	31.0%
千葉	193	19	837	658	1,495	9.8%
東京	441	13	270	394	664	2.9%
神奈川	236	6	196	351	547	2.5%
新潟	110	2	17	74	91	1.8%
山梨	40	35	1,661	681	2,342	87.5%
長野	110	9	307	62	369	8.2%
富山	49	8	356	125	481	16.3%
石川	57	9	419	100	519	15.8%
福井	33	13	194	298	492	39.4%
岐阜	87	24	642	341	983	27.6%
静岡	138	74	1,638	1,450	3,088	53.6%
愛知	225	18	362	702	1,064	8.0%
三重	78	14	0	464	464	17.9%

都道府県	管内設置校数	献血実施校数	献血者数			実施率
			200mL	400mL	計	
滋賀	59	17	304	359	663	28.8%
京都	107	3	11	140	151	2.8%
大阪	262	23	473	520	993	8.8%
兵庫	211	12	78	312	390	5.7%
奈良	54	6	118	98	216	11.1%
和歌山	47	19	401	572	973	40.4%
鳥取	32	6	0	123	123	18.8%
島根	47	6	0	125	125	12.8%
岡山	92	3	0	123	123	3.3%
広島	132	11	79	784	863	8.3%
山口	78	13	50	371	421	16.7%
徳島	37	7	0	185	185	18.9%
香川	43	10	0	493	493	23.3%
愛媛	73	15	0	607	607	20.5%
高知	43	0	0	0	0	0.0%
福岡	168	85	0	4,470	4,470	50.6%
佐賀	44	7	10	203	213	15.9%
長崎	80	8	8	380	388	10.0%
熊本	77	35	0	1,548	1,548	45.5%
大分	55	12	34	289	323	21.8%
宮崎	52	5	1	135	136	9.6%
鹿児島	90	13	27	278	305	14.4%
沖縄	70	48	27	1,518	1,545	68.6%
合計	4,968	999	19,270	28,371	47,641	20.1%

※献血実施校数については、同一校であってもキャンパス別に集計されていること  
 ※献血者数については、高校生以外も含まれていること

# 1. 献血推進について 若年層に対する普及啓発活動

- 「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）において、小中学生から献血に対する理解を深めることが重要とされた。
- 献血血液の確保対策事業にて、中高生向け献血啓発動画の作成、献血普及啓発ボランティア活動発表会を開催、中学生向けの献血啓発テキストの作成・配布を行った。

## 経済財政運営と改革の基本方針 2025 （令和7年6月13日閣議決定）

第3章中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（1）全世代型社会保障の構築

（創薬力の強化とイノベーションの推進）

小中学生から献血に対する理解を深めるとともに、輸血用血液製剤及びグロブリン製剤、フィブリノゲン製剤等血しょう分画製剤の国内自給、安定確保、適正使用を推進する。

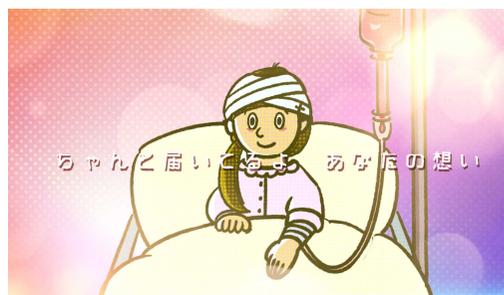
## 献血普及啓発ボランティア活動発表会

- 若年層への意識啓発と社会参加を促すことを目的として、若年層が献血の意義を理解し、献血への関心を高めるきっかけとなる広報作品を募集。
- 応募作品のうち、厚生労働大臣賞受賞作品については、受賞者による発表を実施。

〈募集概要〉

- 募集期間 : 令和7年7月28日（月）～令和7年11月7日（金）
- 対象者 : 小学生・中学生・高校生
- 募集部門 : 活動報告部門/動画部門
- 活動発表会 : 令和8年2月14日（土）

## 中高生向け献血啓発動画（僕たちは巡っていく）



世代を超えて、献血という優しいバトンが巡り、運命の人とも巡り会うストーリーを描いています。

厚生労働省HP :

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_57713.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57713.html)

## 中学生向け献血啓発テキスト



全国の中学校に合計107万枚を配布

厚生労働省HP :

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_66275.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66275.html)



# 1. 献血推進について 献血血液の確保対策事業

医薬局血液対策課（内線2906、2908）

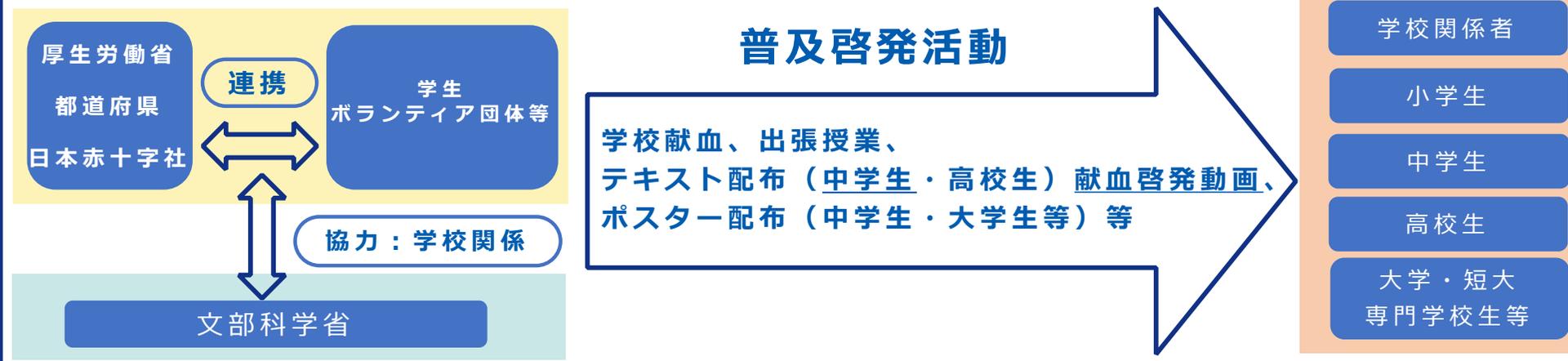
令和8年度当初予算案 20百万円（20百万円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 毎年、医療需要に応じた献血血液の確保目標量を達成し、血液製剤の安定供給は確保されているが、近年、免疫グロブリン製剤などの血漿分画製剤の需要が増加傾向にある一方で、人口構造の変化に伴う献血可能人口の減少、特に10代～30代の若年層の献血者数が減少しているといった課題がある。
- 将来に渡り必要な血液量を確保出来るように、今後の献血を支える若年層に対する普及啓発を一層推進する必要があるため、小中学生からの献血教育の推進に向けて、中学生向け献血啓発テキストを作成・配布するとともに、学校現場で広く活用することを想定した動画の作成・配信を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

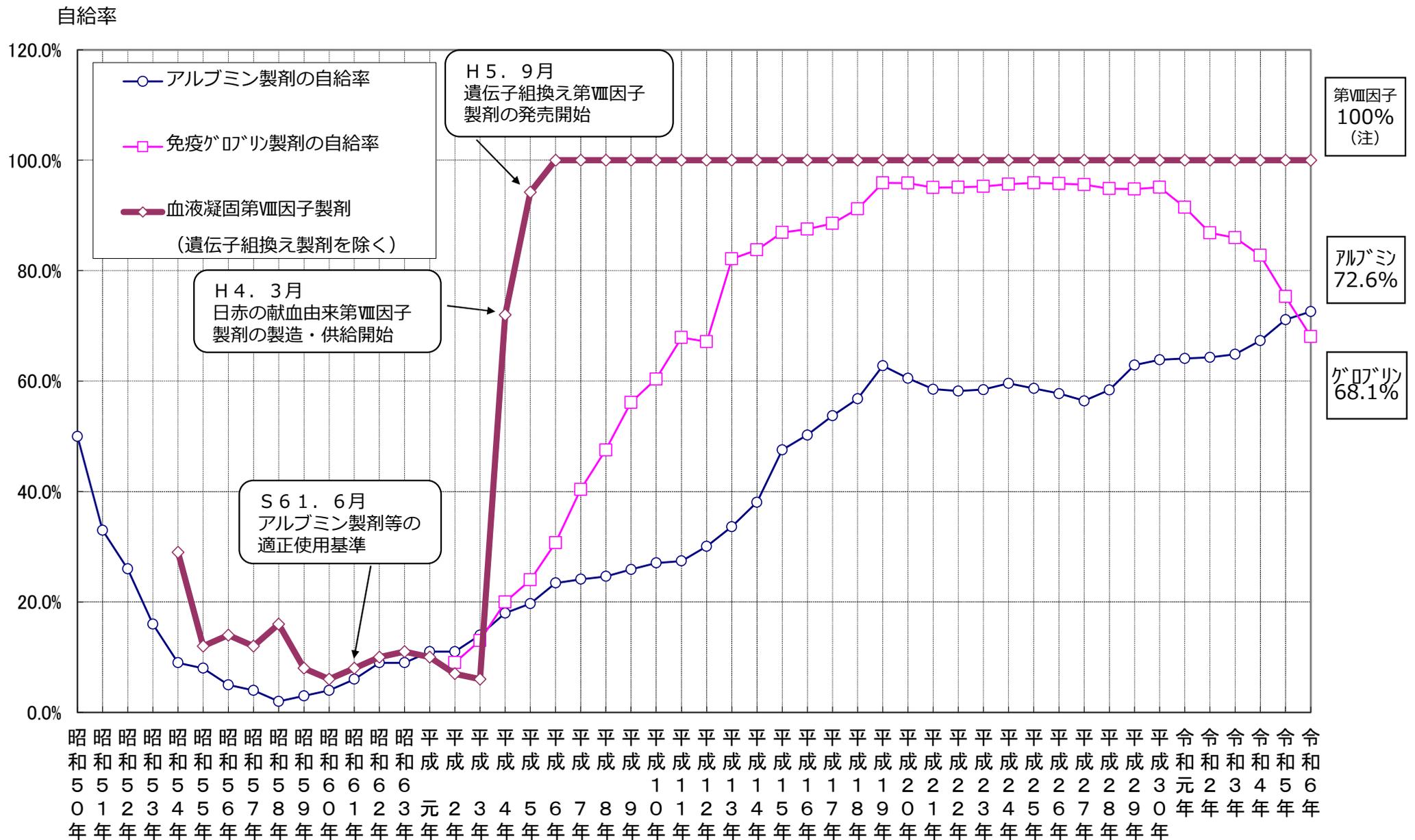
- 献血可能年齢前である中学生を対象に、献血に対する理解促進を図ることを目的として、同世代の献血に関する推進活動等を紹介したテキストを印刷・製本し、全国の中学校生徒（1学年分）を対象に配布する。
- 上記の献血啓発テキストを授業等で使用する際の導入資材として、献血啓発動画を作成して学校現場で広く活用していただくことで、今後の献血を支える若年層に対する普及啓発を一層推進していく。



## 3 実施主体等

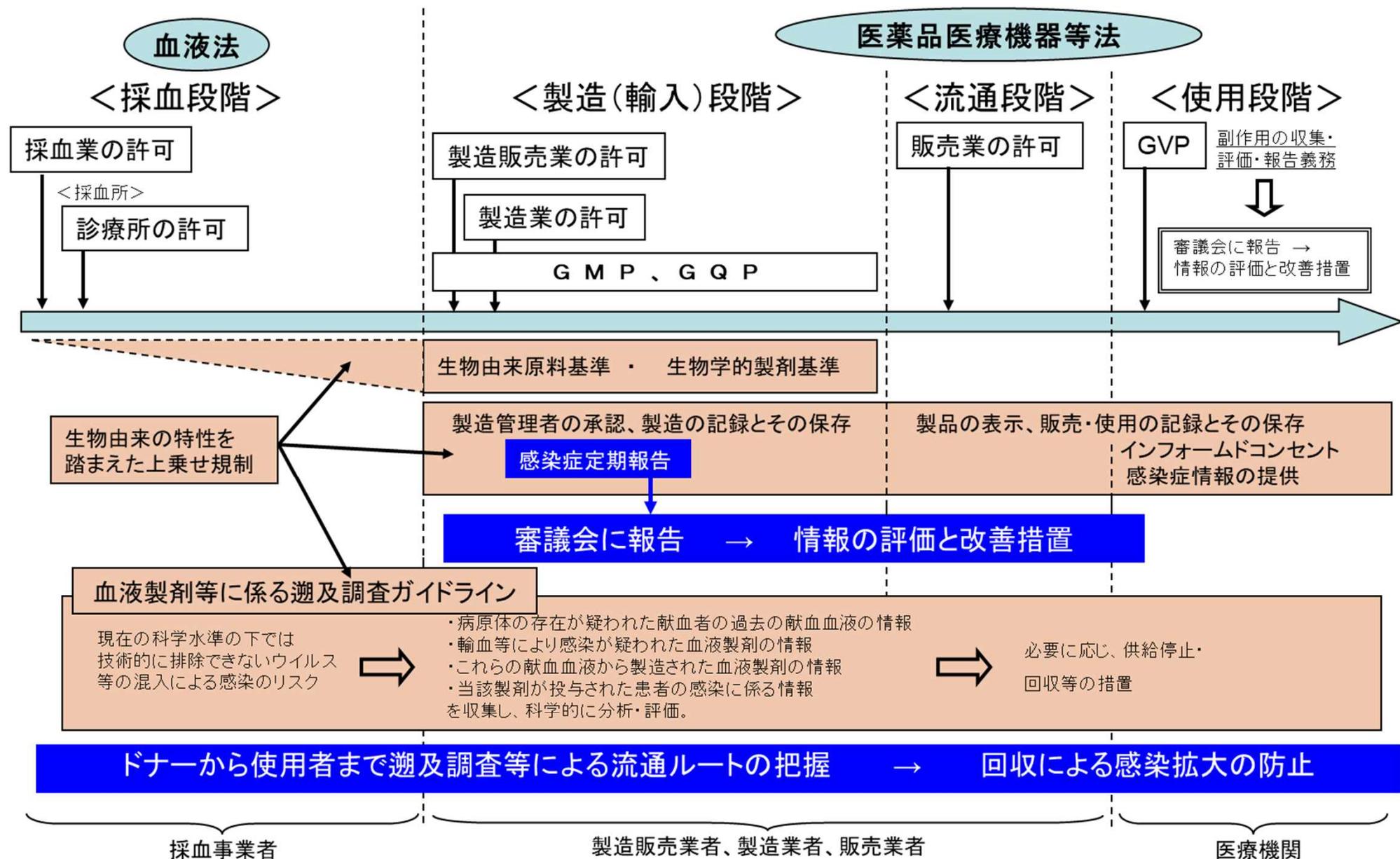
実施主体：国

## 2. 血液製剤の国内自給の推進と安定供給の確保について 血漿分画製剤の自給率の推移（供給量ベース）



※ 平成9年以前は年次、平成10年以降は年度  
注：献血血液由来の血液凝固第Ⅷ因子製剤の自給率

### 3. 血液製剤の安全性の向上と適正使用の推進 血液製剤に関する安全対策の仕組み



GMP : 「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」

GVP : 「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令」

GQP : 「医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令」

### 3. 血液製剤の安全性の向上と適正使用の推進

#### 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の感染状況を踏まえた欧州等滞在歴及びヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤使用歴による献血制限の見直しについて

##### 背景

- 昭和60年代以降のBSE流行を受け、我が国では平成12年以降、血液製剤を介した変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（以下、「vCJD」）感染を予防する観点から、英国を含む欧州等滞在歴等に基づく献血制限を設定した。
- 近年、諸外国においては、BSE対策の進展やvCJD感染リスクの低下を背景に欧州等滞在歴に基づく献血制限の撤廃が進んでおり、こうした状況の中、厚生労働科学研究においてvCJD感染リスクの再評価が行われた。
- その結果に基づき、血液事業部会安全技術調査会（令和8年1月14日）において、現行の欧州等滞在歴及びヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤使用歴による献血制限を撤廃することが了承された。

##### 献血制限（vCJD関連）

- 採血時の欧州等滞在歴による献血制限の見直しについて（平成21年12月11日薬食発1211第7号医薬食品局長通知）
- ヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤に係る問診の強化について（平成18年9月11日薬食発第0911002号医薬食品局長通知）

\* 参照 令和7年度第2回安全技術調査会【参考資料1-1】【参考資料1-2】 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_65477.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65477.html)

##### 今後の対応

- 日本赤十字社へ令和8年1月15日付け医薬局長通知にて、当該献血制限の撤廃に向けた体制整備を進めるよう指示したところである。
- 各都道府県においては、当該通知に基づき、令和8年度秋頃に施行を予定する、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染状況を踏まえた献血制限に係る関係通知の廃止について、この趣旨を十分御理解の上、関係者への周知について特段の御配慮をお願いしたい。

### 3. 血液製剤の安全性の向上と適正使用の推進 輸血療法実践ガイド

厚生労働省

輸血療法の実施に関する指針

利用

血液型検査

輸血管理システム

血液製剤保管

輸血有害事象

離島・へき地での輸血

在宅輸血

学会ガイドライン・  
マニュアル等

血液製剤の使用指針

利用

使用ガイドライン  
赤血球製剤  
血小板製剤  
新鮮凍結血漿  
アルブミン

大量出血症例に対する  
適正使用ガイドライン

小児輸血ガイドライン

両指針の統合

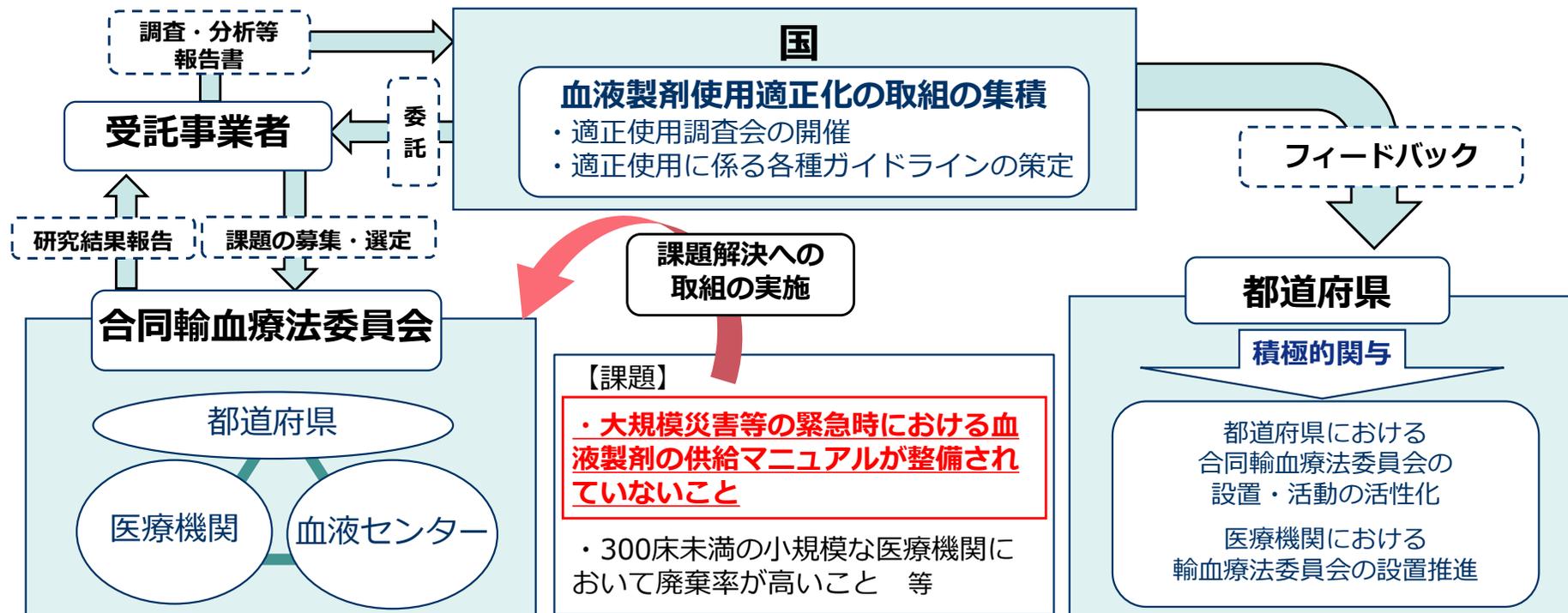
輸血療法実践ガイド  
一般社団法人  
日本輸血・細胞治療学会

\* 両指針は廃止予定（令和8年3月）

### 3. 血液製剤の安全性の向上と適正使用の推進 血液製剤使用実態調査・血液製剤使用適正化方策調査研究事業

#### 目的

- 血液製剤は、人から採取された血液を原料とするため、貴重なものであるとともに、血液を介して感染する病原体が混入するリスクがある。「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（血液法）は、こうした血液製剤の特殊性にかんがみ、適正使用の推進を法の基本理念として掲げている。
- 血液製剤使用実態調査事業は、医療機関における血液製剤の使用状況について定期的に調査し、適正使用の推進に必要な方策を講ずることを目的としている。調査により、医療機関の血液製剤の管理体制・使用状況などについて把握し、適正使用の推進に必要な方策を検討する基礎的な資料とする。
- 血液製剤使用適正化方策調査研究事業は、各都道府県における課題とそれに対する取組について調査研究することを目的としている。先進的な取組を行う合同輸血療法委員会の取組を全国に共有することで、効果的な血液製剤の適正使用の方策を推進する。



### 3. 血液製剤の安全性の向上と適正使用の推進 血液製剤使用適正化方策調査研究事業 令和6年度採択課題

令和6年度採択

血液製剤使用適正化方策調査研究事業 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_58486.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_58486.html))

都道府県名	研究課題名
秋田県	災害時および緊急時の輸血医療連携およびTACOに関する輸血監査と症例共有に基づく啓発活動
新潟県	医療機関における血液製剤の廃棄要因となる過剰発注に対する改善活動とさらなる適正使用推進活動
埼玉県	血液製剤使用適正化に向けた中小規模医療施設における院内輸血療法委員会設置および委員会活動活性化のための実態調査
岐阜県	中小規模病院における血液製剤の使用実態の把握と解析を活用した適正化方策事業の展開
兵庫県	在宅輸血における遠隔輸液管理システムの開発及び小規模医療機関 に対する輸血に関する質問対応窓口の試行的設置について
愛媛県	医療機関・赤十字血液センター・県医師会の三者連携による院内輸血体制の整備 と地域輸血医療連携の構築
佐賀県	Blood transfusion chainを実現するためのトレーサビリティシステムの基盤づくりーJ-HeST への登録体制整備をモデルとしてー
長崎県	離島医療圏への無人航空機を用いた血液製剤搬送体制の実用化に関する研究：社会実装へ向けた課題の視覚化

### 3. 血液製剤の安全性の向上と適正使用の推進 合同輸血療法委員会等の活動状況

合同輸血療法委員会等について結果の概要（薬事審議会血液事業部会令和6年度第1回適正使用調査会資料1\*より抜粋）

合同輸血療法委員会イメージ図  
県、病院、血液センターの各担当者

#### 合同輸血療法委員会の設置

設置している 47都道府県

設置していない 該当なし

#### 合同輸血療法委員会の資料・議事の公開

公開している 19自治体

公開していない 28自治体



#### 緊急時等の血液製剤の融通・輸血医療連携に関するマニュアル等の整備

整備している 5自治

- ・ 輸血用血液確保のための**危機管理マニュアル**【栃木県】
- ・ 神奈川県における**災害時**の輸血療法マニュアル【神奈川県】
- ・ 医療機関における**災害時**輸血マニュアル作成の手引き【長野県】
- ・ **災害時**における血液製剤を含めた医薬品の供給マニュアル【和歌山県】
- ・ **災害時**等における医療機関間の輸血用血液製剤の譲受・譲渡（融通）に関する指針【広島県】
- ・ **災害時**における輸血用血液製剤の航空搬送マニュアル【広島県】

#### 合同輸血療法委員会を巡る課題

- ・ 今回の調査結果から、**自治体間で合同輸血療法委員会の活用状況に大きな差がある**ことが明らかとなった。  
(多くの自治体において委員会の活動は限定的)
- ・ 今後ますます高齢化が進む中で、へき地医療や在宅医療における血液製剤の安定的な供給と適正な使用が地域の医療政策としても重要であり、**各自治体を取り巻く環境に応じた方策の検討が重要**である。また、**災害等の緊急時**にも医療現場において滞りなく輸血療法を実施するための各種マニュアルを早急に整備する必要がある。
- ・ これらの課題について、**自治体が主体的に取り組む**ために、厚生労働省として合同輸血療法委員会の役割を改めて整理・周知するとともに、好事例の紹介などの支援を促進する。

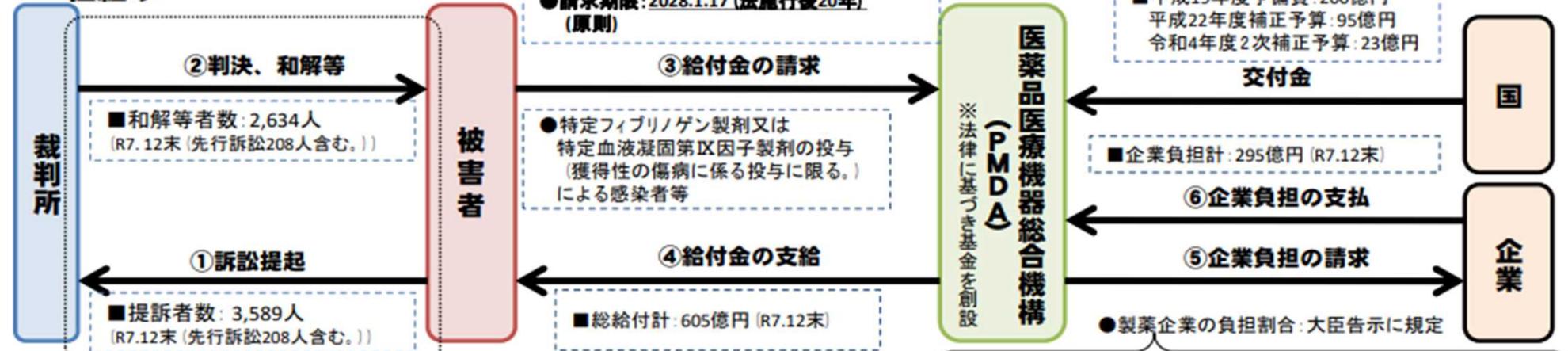
# 4. C型肝炎救済特別措置法に係る対応について

## C型肝炎救済特別措置法について

### ■C型肝炎救済特別措置法とは

- C型肝炎訴訟は、5つの地方裁判所で、製薬企業や国が責任を負うべき期間や製剤の種類等の判断が分かれたことから、感染被害者の製剤投与の時期を問わない早期・一律救済の要請にこたえるべく、議員立法により施行（平成20年1月16日）。
  - 特定の血液製剤（特定フィブリノゲン製剤、特定血液凝固第IX因子製剤）の投与を受けたことによって、C型肝炎ウイルスに感染された方又は相続人に対し、症状に応じて給付金を支給。給付金の支給後20年以内に症状が進行した場合、差額を追加給付金として支給。
- 【給付内容】肝がん・肝硬変、死亡（劇症肝炎等に罹患した場合を含む）：4,000万円 慢性肝炎：2,000万円 無症候性キャリア：1,200万円
- 給付を受けようとする者は、国を相手方とする訴訟を提起し、給付対象者であることを裁判手続の中で確認。確認されたら証明資料（判決、和解等）と併せて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に請求を行う。  
請求又はその前提となる訴えの提起等は、**2028年(R10年)1月17日まで(法施行後20年)**に行わなければならない。

### ＝ 仕組み ＝



製薬企業	製剤名	投与時期割合
田辺ファーマ (旧: 田辺三菱製薬)	特定フィブリノゲン製剤 (フィブリノーゲン-BBank、フィブリノーゲン-ミドリ、フィブリノゲン-ミドリ、フィブリノゲンHT-ミドリ)	S60.8.21~S62.4.21 10/10
		S62.4.22~S63.6.23 2/3
		特定血液凝固第IX因子製剤 (コーナイン、クリスマス、クリスマス-HT)
日本製薬 (武田薬品工業へ承継)	特定血液凝固第IX因子製剤 (PPSB-ニチヤク)	S59.1.1~ 10/10

## 4. C型肝炎救済特別措置法に係る対応について

- C肝特措法に基づく給付金を請求するためには、  
裁判所への「訴えの提起」等を令和10年1月17日(法施行後20年)までに行わなければならない。  
→ 特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第IX因子製剤の被投与者に対し、  
速やかに投与の事実をお知らせする必要がある。

### これまでに実施してきた事項

- ・ フィブリノゲン製剤等納入先医療機関に対して、  
平成6年以前のカルテ等投与事実を確認できる記録の確認作業を実施
- ・ 投与が判明した方又はそのご家族の方に対して、  
速やかに肝炎ウイルス検査の受検勧奨を行い、給付金が支払われる場合があり、  
厚生労働省の相談窓口にご連絡いただくようお知らせを依頼
- ・ 所在が不明な被投与者の連絡先調査を行い、投与事実のお知らせを実施
- ・ その上で、令和7年度は、漏れのない救済を実現する観点から、これまでに投与事実のお知らせを実施した方を対象に、厚生労働省が主体となり再度のお知らせをを実施する再告知事業を実施
- ・ 新聞広告の掲載や自治体及び医療機関へのポスター配布等の周知広報を実施

### 都道府県等をお願いしたい事項（依頼）

給付金を請求するための提訴期限（2028年1月17日）が迫る中、特定フィブリノゲン製剤等の投与を受けた方が給付金の支給につながる機会を確実に得られるよう、国民への周知を目的とした周知広報を引き続き実施していく。都道府県等におかれては、管内市町村への広報依頼のほか、広報誌やHPによる周知、制度照会への対応について、より一層のご協力をお願いしたい。